

第3次府中市コミュニティバス検討協議会の公開等について（案）

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、
附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 会議録の作成及び公開

会議に際しては、要点記録による会議録を作成し、各委員の内容の確認が終了した後、一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は公開しない。

3 会議開催の告知

会議の開催に当たっては、事前に広報紙等で会議日程及び傍聴について掲載する。

4 傍聴人数の定員

傍聴人数は制限を設けない。ただし、会議室の広さを考慮し、各々の会議ごとに人数を決定する。

5 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（資料3－2）を確認したうえで、指定された場所で傍聴する。

6 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布する。ただし、資料が多量の場合等は会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。